

目 次

令和2年9月15日（火曜日）

議事日程（第2号）

議会運営委員会委員長報告	34
開議（午前9時30分）	34
付託議案についての審査結果報告及び調査結果報告	35
（総務建設常任委員会）	35
（教育民生常任委員会）	37
委員長報告に対する質疑	39
（総務建設常任委員会）	39
（教育民生常任委員会）	40
一般質問	40
2番（鈴木美香君）	40
6番（岡本経治君）	43
休憩（午前10時24分）	50
再開（午前10時35分）	50
8番（福本耕太君）	50
休憩（午前10時59分）	58
再開（午前11時19分）	58
8番（福本耕太君）	58
休憩（午前11時34分）	63
再開（午前11時45分）	64
1番（茂木邦夫君）	64
討論、採決	68
（議案第1号～議案第5号、議案第7号～議案第10号）	
議案の上程、提案理由の説明	73
（議案第11号～議案第12号）	
提案理由に対する質疑	74
（議案第11号～議案第12号）	
討論、採決（議案第11号～議案第12号）	75
閉会中の継続調査申出	75
閉会（午後12時13分）	76

令和2年9月15日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	健康福祉課長（笹山恵子）
住民環境課長（三木新治）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
総務課課長補佐（島原正喜）	総 務 課 係 長（須浪博文）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（樋口和徳）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和２年９月土庄町議会定例会議事日程（第２号）

令和２年９月１５日（火曜日）午前９時３０分 開議

- 第 １ 付託議案についての審査結果報告及び調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 ２ 一般質問
- 第 ３ 議案第１号 令和２年度土庄町一般会計補正予算（第６号）
- 第 ４ 議案第２号 令和２年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 ５ 議案第３号 令和２年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 ６ 議案第４号 令和２年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第２号）
- 第 ７ 議案第５号 令和２年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 ８ 議案第７号 土庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 第 ９ 議案第８号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第１０ 議案第９号 新たに生じた土地の確認について
- 第１１ 議案第１０号 字の区域の変更について
- 第１２ 議案第１１号 令和２年度土庄町一般会計補正予算（第７号）
- 第１３ 議案第１２号 工事請負契約の締結について
- 第１４ 閉会中の継続調査申出について

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の防止のため、議員席、執行部席、傍聴席の座席について、間隔をあけて着席していただくことにしておりますので、ご了承ください。

また、議場内におきましては、マスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたしますとともに、休憩は1時間を目途に取らせていただきます。

なお、発言の際には、マスク着用のままお願いいたしたいと思いますので、ゆっくりと明瞭な発言にさせていただきますようお願い申し上げます。

開議に先立ちまして、本日 9 時より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営につきまして、ご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

本委員会は、本日 9 時から委員会室におきまして、議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より、議案第 11 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 7 号）及び議案第 12 号 工事請負契約の締結についての議案が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第 2 号のとおりでございます。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

付託議案についての審査結果報告及び調査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第1、付託議案についての審査結果報告及び調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長（岡本経治君）

当委員会に付託されました各会計補正予算及び条例関係等議案について、9月10日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について各所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、総務課より、議案第1号の所管部分について、防犯カメラ移設手数料18万7千円は、防犯カメラを設置している電柱移設に伴う経費である、また、B型肝炎ワクチン等接種手数料43万3千円は、豊島の救急搬送を担う自治会役員や民生委員が受ける予防接種に係る経費であるとの説明がありました。

その他故障した町長室エアコンの取り付け費用33万円が備品購入費として計上されました。

また、デジタル防災行政無線整備事業として、各家庭に戸別受信機を取り付ける際に、電波が入りにくい家屋に取り付けるダイポールアンテナが、当初見込みより不足するため、300基追加することです。事業費は693万円で、財源は緊急防災・減災事業債を690万円充当することでした。

次に、企画課より、議案第1号の所管部分について、オリーブタウン町有地の公園整備及びバスロータリー舗装修繕のため1518万3千円を増額補正することの説明がありました。

また、ふるさと納税推進事業2億8998万6千円は、寄付が例年の同時期と比べ金額・件数とも2倍近くに上ることから、贈答品、手数料、業務委託料等の諸経費、寄付金の積立金を増額補正するものです。

次に、議案第7号 土庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、土庄町障害者計画等策定委員会を町長の附属機関として規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

また、議案第8号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、議案第7号で規定した土庄町障害者計画等策定委員会委員の報酬額を定めるため、本条例の一部を改正するものと説明がありました。

委員からは、オリーブタウン町有地の公園整備について駐車場をどのようにするのかという質問があり、執行部からは、公園利用者の駐車スペースの確保は当然行うという回答がありました。

次に、建設課の議案第 1 号の所管部分について、道路橋りょう費は、町道 5 路線の修繕及び 2 路線の舗装修繕工事を行うものです。また、商工会側からの新庁舎への進入路について補償建物のアスベスト含有調査委託料 324 万 5 千円を計上しているとの説明がありました。河川費は、2 河川の修繕及び小瀬地区水路の修繕工事を予定しているとのことです。

また、今年の 7 月豪雨により被災した道路等の復旧費として、464 万 6 千円を計上しているとの説明がありました。

続いて、議案第 2 号 港湾整備事業特別会計補正予算については、土庄港ターミナルビル内にカウンター席スペースの整備を計画しており、設計委託料 68 万 9 千円を補正すると説明がありました。

委員からは、商工会館からの新庁舎進入路整備工事に伴う用地交渉等の進捗状況について質問があり、今後補償額等を算定し相手方に提示するとの回答がありました。

次に、農林水産課の議案第 1 号の所管部分について、農業振興費 427 万 2 千円は、次世代産業育成モデル事業で施設の周りにある風よけフェンスが経年劣化により錆びており、倒れる危険性があるため、高さ 1.5m、長さ 54m を取り換えるとのことです。また、スマート農業推進事業は、新たにリモコン草刈機やドローンでの農薬散布などの機械を利用して行うスマート農業に取り組む農業者の事業費を補助するもので、補助率 4 分の 3、1 件 100 万円の補助上限で、3 件分 300 万の増額をするとのことです。

農地費の町土地改良事業 122 万 1 千円は、単県土地改良事業で行った山田池地区排水路改修工事での影響部の工事費であるとのことです。

また、田井漁港整備事業で公有水面の埋立を行っていた土地に対し、香川県より令和 2 年 7 月 9 日に竣功認可を受け、新たな土地が生じたことに伴う議案第 9 号、第 10 号について説明がありました。

委員から、スマート農業推進事業の周知方法について質問があり、認定農業者に対して周知していきたいとの回答がありました。

次に、商工観光課の議案第 1 号の所管部分について、瀬戸内国際芸術祭事業の 12 万 5 千円はアート作品に係る保険料です。

また、地域資源活性化事業の 233 万 4 千円は、総務省の地域おこし企業人プログラムを活用し、まちの魅力や価値の向上に繋がる取り組みを企業とともに行っていこうとするもので、11 月から 3 月までの 5 ヶ月分の企業人の受入れ経費であると説明がありました。財源は全額特別交付税措置が講じられるとのこ

とです。

次に、税務課の議案第 1 号の所管部分について、賦課徴収事務費 11 万円の補正は、高松法務局からの登記済通知書の受取方法を現在の紙媒体からオンライン方式へと変更するためシステム改修をしようとするものであるとの説明がありました。

以上、当委員会へ付託された議案について、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算について、9 月 10 日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、教育総務課より、議案第 1 号の所管部分について、土庄保育園が行う新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、消毒・清掃などのために雇用了職員の賃金に対する補助金 50 万円を補正すると説明がありました。

また、教育振興事業の 636 万円は、新型コロナウイルス感染症に伴う町の独自支援策として、高校 2・3 年生等 180 名及び町の奨学金の貸し付けを受けている大学生等 32 名に対し、1 人 3 万円を支給するものとの説明がありました。

また、寄贈図書購入補助金 200 万円は、中庭住宅株式会社からの寄付金を豊島小中学校の図書購入費へ充当するとのことでした。

委員から、高校 2・3 年生等の給付対象者の条件について質問があり、平成 14 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者で、住民票が町内にあれば対象者になるとの回答がありました。

次に、生涯学習課より、議案第 1 号の所管部分について、刈崎公民館屋根部分のアスベスト調査手数料、公民館のエアコン、空気清浄機、体表面温度測定器の購入費など 204 万 2 千円を計上すると説明がありました。体表面温度測定器は、タブレット型のサーマルカメラで、特徴として非接触型で瞬時に検温できる測定器であり、中央公民館と総合会館に配置し、行事、イベント等には持ち運びができると説明がありました。

また、放課後子ども教室についても、コロナ対策として各教室に空気清浄機を購入するとのことでした。

次に、健康福祉課より、議案第 1 号の所管部分のうち、病院事業 5857 万 2 千

円は、小豆島中央病院に対し、新型コロナウイルス感染症対策における医療提供体制の維持確保に係る経費 1 億 2000 万円を小豆 2 町、それぞれの負担割合で負担するものという説明がありました。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するとのことでした。

次に、議案第 3 号 介護保険事業特別会計補正予算では、前年度の事業の精算に伴う国庫負担金等の返還金の増額補正をしようとするものとの説明がありました。

議案第 4 号 福祉サービス事業特別会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源に、それぞれの事業所における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を増額補正しようとするものとの説明がありました。

議案第 5 号 後期高齢者医療事業特別会計では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、地域での指導を行う保健師の業務相当分の人件費、事業費を増額補正しようとするものとの説明がありました。

委員から、一般会計補正予算のうち、小豆島中央病院への補助金の財源である臨時交付金は、町に入ってきているのかという質問があり、執行部から、国に対する申請はこれから行い交付金は確定後に入ってくるため、一時的には町の資金を充当することになるとの回答がありました。

次に、住民環境課より、議案第 1 号の所管部分について、新型コロナウイルス感染症対策として、隣保館や児童館へ配置するための非接触型体温計、空気清浄機等の購入費用、エアコン設置の費用など 566 万 2 千円を増額補正するとの説明がありました。

また、二酸化炭素排出抑制対策事業では、ドローン物流実用化事業の計画策定のため、協議会への負担金として 500 万円を補正すると説明がありました。

委員から、ドローン物流実用化事業の採算性について質問があり、執行部からは、交付申請をした段階であり、採算性についてはまだ精査できていないとの説明がありました。

以上、付託議案について各課から報告を受け審査した結果、委員から議案第 1 号 一般会計補正予算の住民環境課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、付託議案以外の議題について、住民環境課及び健康福祉課から説明を受けましたので、調査結果を報告いたします。

まず、住民環境課からは、灘山の土地交換協議の経過報告がありました。土地交換協議については、8 月 28 日の当委員会において、執行部から「難しい状況である」という報告を受けています。

その後、9 月 3 日に成和商事、ユアサ商事の担当者、町議会議員、行政、施設

整備推進会議委員が同席し問題点等の説明を受け、両社の裁判に対する不信感、また、裁判の判決に対する総括がなく交渉を進めてきたが、それらを払拭しなければこれからの交渉は進まないという状況を確認したと説明がありました。今後、裁判の総括をし両社にきちんと説明を行い、交渉の継続の可否を判断していきたいとのことです。

委員から、今後どうしていくのかという質問に対し、裁判等の問題点を整理したものをまとめ、町長に話をしに行っていて、最終的に判断していくと回答がありました。

次に、健康福祉課からは、インフルエンザ・肺炎球菌感染症ワクチン予防接種助成事業について説明がありました。

新型コロナウイルス感染症拡大に備え、インフルエンザ等の予防接種を促進し、インフルエンザ等の流行期における医療提供体制の確保や重症患者の減少を目的として、香川県がインフルエンザ等の予防接種の助成を実施することになった。これを受け、町においても、郡内の医療提供体制のさらなる確保及びインフルエンザ等の予防接種率の向上を図るため、県の助成に上乗せ補助を実施すると説明がありました。

これにより、インフルエンザ予防接種のうち、65歳以上または60歳以上から65歳未満で特定の障害がある方が受ける定期接種については、自己負担がゼロとなる。また、インフルエンザの任意接種については、60歳から64歳、6ヵ月から小学生及び中学生に助成する。中学生については、県は助成対象としていないが、町独自で対象を拡大して助成するものである。助成額はそれぞれ異なるが、いずれも接種費用が助成基準額内であれば、自己負担ゼロとなると説明がありました。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種についても、県の助成が適用されることにより自己負担額が少なくなるとのことでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

おはようございます。2番、立憲民主党鈴木美香です。本日は、2つ質問をさせていただきます。

ではまず1つ、食品ロスの実態と取り組みについて。まだ食べられるのに、廃棄される食品ロスが問題となっています。農林水産省2017年度食品ロス量の推計では、年間612万トン。そのうち、家庭系で284万トン、国民1人あたり年48kg。毎日国民1人ずつお茶碗一杯分のご飯を捨てている計算になります。日本の食料自給率は38%を考えても、そもそも食べ物を粗末にすることはもったいないし、また、コロナで自国のために輸出規制をかけた国等もあり、食糧不足も懸念されつつあります。

また、ごみ減量化の観点からも食品の廃棄を減らすことは大切だと思います。家庭で消費しきれない食品を持ち寄り、必要な人に届けるフードドライブの検討や外食などで食べきれない料理を持ち帰るドギーバッグの普及などを提案したいと思います。食べ物を大切にする運動はとても大事だと思います。現在の土庄町の実態や取り組みをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

食品ロスについては、平成 27 年 9 月に国際連合で採択された SDGS のターゲットの 1 つに、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人あたりの食料の廃棄を半減させることなどが盛り込まれ、近年、国際的にも関心が高まっています。

食品ロスを減らす取り組みとして、賞味期限を正しく理解する、食材は必要な量を購入する、外食などでの食べ残しの持ち帰り、ドギーバッグの普及、宴会時に食べきりタイムを設ける 3010 運動などがあります。

また、事業者側の取り組みとしては、容器包装の改善、販売方法の工夫を行っている取り組み事例がございます。

本町での取り組みとしては、令和元年度に、スマート・フードライフ・スタートアップ支援事業を行いました。食品ロスに向けた取り組みを実施するため、県作成啓発用リーフレット子ども版を活用し、令和元年 10 月の町広報紙に折り込み、全戸配布し、食品ロス削減に対する意識の向上を図りました。本年度は、県作成啓発用リーフレットを活用し、大人版を広報紙に折り込みし全戸配布する予定であります。

鈴木議員ご提案のフードドライブの検討やドギーバッグの普及については、課題の解決、事業者のご理解、ご協力を得ることは必要であり、他の自治体の取り組み状況など研究させていただきたいと思っております。

現時点では、支援事業などを利用しまして、住民の皆さまへ食品ロスの削減を呼びかけし、ごみの減量化に向けて努力してまいりたいと考えています。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

アンケートなど土庄町民の意識ですとか、調査の予定はないでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

鈴木議員の再質問にお答えします。

住民の皆さまへのアンケートはないのかというご質問ですが、今のところ事業を利用いたしまして、住民の皆さまに食品ロスに向けての啓発を、まず始めていくのが最優先と考えております。実際にまだアンケート等は行ってはおりません。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

アンケートとか、今、実態調査とか意識を変えるのは、まずチラシを入れるだけで読まれない方も多々おられるので、まずそういう自分ごとと捉えるために、アンケートとかをぜひ実施していただきたいと思います。

では 2 つ目、町の指定ごみ袋を買い物袋に活用できないか。千葉市とイオンの株式会社が、プラスチックごみ削減のために商品購入の際、レジ袋を希望する方に対し、レジ袋と指定ごみ袋のどちらかを選択してもらう実証実験を行っています。

令和 2 年 7 月 1 日から全国でレジ袋が有料となり、レジ袋のごみが減ることが期待されていますが、有料でもレジ袋が必要な人には、指定ごみ袋を買い物袋として購入してもらえば、購入した袋は土庄町指定のごみ袋として使用でき、費用面でもレジ袋の削減の面でも一石二鳥ではないかと思います。店舗と協力して、町の指定ごみ袋を買い物袋として活用する取り組みはできませんか。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

プラスチックは、非常に便利な素材です。あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方では廃棄物、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題もあります。そのような状況を踏まえ、令和 2 年 7 月 1 日から、全国でレジ袋が有料になりました。レジ袋の有料化の目的は、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることです。

千葉市での実証実験は、先進事例でありその実験結果については、興味深いものと考えております。土庄町と千葉市では、地域性、人口、指定ごみ袋の規格も違います。また、町内店舗ではエコバックなども販売されています。

町の指定ごみ袋を買い物袋として活用するために指定ごみ袋のデザイン、機能面などの検討も必要になってきますが、当面は特に 3R、リデュース、リユース、リサイクルに重点を置き、外出の際には常にエコバックを持ち歩くなど、環境問題解決へご協力いただけるよう町広報紙などで、周知してまいりたいと考えています。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

何度も繰り返しになりますけれども、一定数のレジ袋の利用者はどうしてもいます。町指定のごみ袋は必ずいるので、であるなら 1 枚でも有効で、そして減らせるなら試験的にでも、ぜひできない理由ではなくできるように努力してほしいというのが心情です。1 枚 1 枚の質量は小さくても、軽くどこでも飛んでいき、土曜日でのセミナーでも聞きましたが、海底で発見されるプラスチックのごみは、レジ袋が 1 番多いと聞きました。ごみ問題、そして、特にプラスチックごみをどうしたら減らせるのかをどんなことからでも、まずは始めてほしいと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

6 番岡本経治です。3 点質問させていただきます。

まずはじめに、し尿収集のあり方について見直しをということで、町では、し尿収集を複数の民間業者に委託しているが、住民から汲み取り料金について正確さに欠けるとの声があります。1 つの業者が同じ地区をずっと担当するのではなく、ローテーションして不備のないようにしてはどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

岡本議員のご質問にお答えします。

土庄町では、平成 22 年度から、し尿の民間収集運搬を実施しています。現在、収集地区を定め、担当地区を固定しまして 3 社が委託を受けて業務を行っています。これまで、実際の汲み取り量が正確ではないのではないかと、住民の方から申し出がありました。その場合、現場立ち会いを行い、状況確認など個々に対応してまいりました。

そこで今月から、実際の汲み取り量と御影浄苑へ持ち込んだ量との比較を行い、確認することとしております。誤差が大きい場合は原因を調査し、委託業者へ注意喚起を行い、改善されない場合は見直しについて検討していくこととしております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

機械がよう読み取るわけでありまして、その機械を使って機械の故障ということもあり得るかも分かりませんが、特に鹿島地区内の業者の汲み取りのメー

ターに関して不備があったのか、なかったのか、また、住民からの問いかけに真摯に対応したのか、してないのかということをちょっとお聞きしたいですけど。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

岡本議員の再質問にお答えします。

先ほど機械の故障とか、特に鹿島地区の業者さんについての事例のことでご質問がありました。

昨年、鹿島地区の住民の方から、汲み取りの量が今月多いという問い合わせがありまして、我々担当の者が3回ほど立ち会いをさせていただき、実際の汲み取り時にメーターの確認とか、どのように汲み取りしているのかというのは、3回ほど立ち会いをさせていただきました。機械で、メーターで数量が出る仕組みではございません。ゲージを目で見る状況でございます。

人間が行うことですので、100%正確ですとまではできないと思いますが、業者のほうに対しまして委託するときに、きちんと住民の方から不満が出ない公平な業務を行ってくださいということで委託契約しておりますので、我々としては、住民の方から不信な問い合わせがありましたら調査等を行いまして、公平な業務にさせていただくようにチェック機能を働かしていきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

業者に不備があった、人がすることですから間違いはあろうかと思います。間違いがあって、住民の方からおかしいんじゃないかという声があったにも関わらず、業者と話をしてその確認はしてないんですか。担当課として。この不景気の中、住民さんは、1000円、2000円お金がアップするっていうことは、すごく大きなことや思うんです。それに対して真摯に対応するという、現場へ昨年行った、僕も立ち会いました。その後何回かいろんなことで、例えば、1人住まいの方が一石二斗も、し尿処理取られると。一方では、3、4名の家庭で三斗、五斗やと。倍以上の違いがあると。これは、その報告を受けたときに確認をしましたか。業者さんとも綿密な打ち合わせをしましたか。どうですか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

岡本議員の再質問にお答えします。

先ほどの地区での場合、連絡受けまして業者さんの担当者の方からも事情を聞きました。また、業者の社長との中でも聞き取りを行いました。その後 3 回ほど担当者の者が収集する場合には立ち会いをしており、どういうふうな状況で汲み取りをしているかというのは、きちんと確認はしております。業者さんのほうには連絡受けたときに、すぐ対応はさせていただき、事情聴取をしまして、今後そういう住民の方からの不信が抱かれないように対応してくださいということは指示しております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

あのですね、町が委託しとるということは、町が表に出ているわけなんです。住民さんに選ぶ権利がないということなんですわ。その中で不備があって、例えばメーターをリセットせずに、1、2、3 を全部足した合計を一石何斗ってやられたら、住民さんたまったもんじゃないんですわ。その辺の間違ひは、誰でもあるって最初言いました。間違ひを責めてるわけじゃないんです。きちんとチェックをするということを言うてましたんで、チェックをしながら、チェックがおろそかにならないように、業者さんともきちんと打ち合わせをして、できたらローテーションしながら、業者さんも緊張感を持ちながら。ほっとっても仕事が入ってくるんですわ。皆この不景気の中、どないして生活しようか、仕事どないして取ってこうかって個人事業主さんいっぱいいてる中、町の委託されとる業者さんは、ほっとっても仕事が入ってくるんですよ。何の心配もなく、朝、昼、晩ご飯が食べれるんですよ。生活できるんですわ。そのチェック機能がおろそかだったら、住民さんそら怒りますんでね。しっかりと行政の仕事をやっていってもらいたいと思います。

次の質問に変わります。

2 点目です。今後の最終処分場の方向性ということ。

土庄町施設整備推進会議、推進会議が地権者と交渉していた灘山の土地交換の話は、難しいとの報告がありました。これまで最終処分場の調査費に 1 億円前後を無駄に使い、また、推進会議設立後、1 年以上を無駄に過ごしたことになります。土地交換の交渉まで推進会議に任せ、町長はいまだ、まだ地権者に会っていない状態です。一応保留みたいな状態になったみたいですけどね。町長としては、今後最終処分場についてどのような方向で進めていくのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

岡本議員のご質問にお答えします。

8月28日開催の教育民生常任委員会でご説明いたしましたが、昨年から最終処分場の候補地として、灘山の地権者と土地交換の交渉をしまいましたが、現状では難しいとの状況に至りました。

1年近くをかけて慎重に進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染による県外移動の自粛も重なり、町長が地権者へ直接お会いすることはできておりません。

執行部として、まずは地権者にお会いして、灘山の土地の利活用は検討すべき事案であることから、多面的に協議を継続し可否を判断してまいりたいと考えます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

そもそも海側の低い土地に、山側の高い土地を交換するっていう話をするのと自体がおかしいん違うかなということも、住民さんちらほら言われてます。先ほどもコロナ、コロナって、コロナを理由にしましたけど、町長は3月24日、東京に行かれております。約半年前に。そのときに個人的に行かれてます。会おう思ったら、地権者に会えるか、アが取るかできたはずですよ。それを推進会議に任せっきりで、ほっとくのではなく何らかのアクションを起こしてもらいたいと思いますね。今ある公社が持ってる土地、あそこの土地に造れるように県に交渉をしたのか、してないのか。ちょっとお聞きしたいですね。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

昨年につきましては、県のほうにそこの土地が最終的に何とかならないのかというような協議は行っておりません。採石法の絡みで、ベンチカット等しなければそこの土地は使えないということで、県から聞いております回答によりまして、実際去年は県との協議はしておりません。それ以前については、採石法の絡みで使えないということを聞いております。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

採石法のこととは詳しく分からないですけども、山の高さが何mで、あと奥行が何m、土砂災害があったときに何mぐらい離れとったらいという箇所も

中にはあると思うんですね。そのようなことを調べてもらって、県のほうに交渉すべきでないのかと思います。担当課だけではなくて町長自ら足を運んで、そのような行動を起こしてもらいたいと思いますが。町長は低い、南海トラフ起きたら、海に浸かるような土地の交換よりも、今ある灘山の土地を有効活用していったほうがいいのかと思いますか、悪いのかと思いますか。ほんで香川県のほうにその交渉を自ら出向いてしようと思っているのか、いないのか。ちょっとお聞きしたいと思います。町長。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、岡本議員の再質問ですが、県のほうにはもう何回も交渉はしております。今までに。去年はしておりません。ただ、その中で三木課長が言ったように採石法でベンチカットをしなければ使えないと。ベンチカットするには、数十億いるということも聞いておりますので、なかなか今の土庄町の規模では、ベンチカット、町としてやるっていうのは非常に厳しいということで、海側山側という意味ですけども、当然ほら山側のほうがいいのは分かっているんですが、使えない土地をずっと持っててもしょうがないということで、海側の少しでも使える、有効に使える、そういう土地に交換していただけるのであればありがたい、という話で今進めているところであります。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

手こまねいとしても仕方がないんで、その辺しっかりと法的なことも、ベンチカットありきじゃなくて、ベンチカットしなくても、離れた、道路べたの、道路側のほうであるならばいいという答えが出るかも分からないんで、その動きもしてもらいたい。そんで、それがだめなら新しい候補、土地の候補、しっかりと早急に調べて動いてもらいたいと思います。

次 3 点目、町長独自の推進会議のあり方を問いますが、土庄町施設整備推進会議は設置要綱によると、その所管事項は①観光振興②環境衛生③教育関係に関する事項の調査及び検討を行うとされております。土庄町の基幹産業である観光業は、新型コロナウイルスにより大きな打撃を受けております。推進会議の会長 丹生年一氏は、観光業に精通しております。コロナ禍における町の観光をどのように進めていくか協議はしているのか。していないのであれば、推進会議のあり方を見直す必要があるのではないかと。その辺どう思われますか。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

岡本議員のおっしゃるとおり、土庄町施設整備推進会議の所掌事項は観光振興事業に関すること、環境衛生事業に関すること、教育関係事業に関することとなっております。また、この推進会議は、必要に応じて会長が招集することとなっております。

これまでも観光施設につきましては、この推進会議の中で検討がなされてまいりましたが、現在のコロナ禍の状況も踏まえた中で、今後、検討が必要とされる事項につきましては、必要に応じて検討がなされるものと認識しております。

コロナ禍における観光施策につきましては、行政のみならず官民挙げて取り組んでいくものと考えておりますので、これまで同様、さまざまなところからご意見を伺いながら、町の施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

コロナ禍の中、いろんな事業が中止、中止、中止で、大変土庄町の観光にも影響が出ております。この推進会議っていうこの会は、町長に勝るとも劣らない人材の宝庫が集まるとる会議なんです。この中止イベントが相次ぐ中、ほんとに素晴らしい人材の人たちの集まりの中、当然中止も早く出してるイベントもあります。何かこの推進会議のほうから、このようなことをしたらいいのではないかという提案は、出てきているんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

この施設整備推進会議でございますが、先ほど申し上げた 3 つの所掌事項がございます。その中で観光振興も入っておるわけでございますが、施設整備ということでございますので、主にハード面というところが 1 つの検討事項になってくると思います。その中で付随する、例えば、そのコロナ禍によって観光をどのようにして盛り上げていくのか、そういうところも含めまして今後そういう必要がございましたら、ぜひ検討の中でご提案いただけたらというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

このコロナ禍の中で今後検討していくっていうて、この推進会議がやっとなったことは、環境衛生の灘山の最終処分場のことだけしか動いてなかったということなんですね。教育関係に関すること、今、子どもたちも大変な思いをします。教育長入っておりますね。他に有識者の方で大学の教授、経験された方とかそういうな方はおられます。たぶんおらないと思うんです。その中で素晴らしい人の人材なんで、1つのことしかできないじゃなくて3つのことをいっぺんに考えて、約20名弱の方が集まっておりますんで、この推進会議っていうのは。もっともっと掘り下げて会長中心に、この土庄町どうすればよくなるのかというその打ち合わせを、町長独自の推進会議って前言われてましたけど。町の公文書使って作った会議なんで、町長もっとしっかりと膝を突き合わせて、今後この推進会議と向かっていく、向かい合うようなこの気持ちはあるんでしょうかね。任せっきりじゃなくて、どうですか、町長。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

再質問にお答えしますが、推進会議なので推進会議の中で話が出たのをこちらのほうに持って来ていただきます。膝を突き合わせてっていうか、向こうで話した話をまずいただいてですね、正式には執行部のほうで話をしていくということです。ただ、逆の場合もあります。執行部である程度話のできたのを聞いてですね、推進会議のほうで、その話私たちも話したいなっていう話も出てくるやも分かりません。基本的には一緒になってですね、やるっていうことは、今のメンバーの中に当然執行部も一部入っておりますから、そういったのを聞きながら、当然一緒になってやるということで進めていきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

なんか、推進会議について訳の分からんことをお任せしたり、執行部のほうからお願いしたりとかいうこと言われてますけど、その立ち位置っていうのをもっとしっかりと明確にして、協力してもらったほうがいいと思います。この、ほんとに土庄町、GoTo キャンペーンやっとりますけど、この観光のあり方っていうのが、ほんとに県が動いてもらって地域が広がってよくなりましたけど、やっぱしこの専門家の会議を作っている以上、土庄町がもっと先へ、先へと進めるようなそんな提案を出して、町民に安心できるような、町長に任しとったらいいなって言われるような、そのような施策をしていってもらいたいと思います。

以上で一般質問終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。なお、この時間を利用いたしまして、換気をいたしますので、ご協力のほうお願いいたします。

なお、再開につきましては、10 時 35 分でお願いをいたします。

休 憩 午前 10 時 24 分

再 開 午前 10 時 35 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開します。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

8 番、日本共産党の福本耕太です。さっそく質問に入りたいと思います。

まず 1 つ目は、町営住宅の削減計画を改め、増設・充実に方針転換をということを求めたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策として、県は住居を失った住民に対し、県営

住宅の貸与を行っているが、土庄町には県営住宅はありません。そのためコロナウィルスの影響で生活困窮に陥り、住居を失った住民に貸与する住宅がありません。

これまで土庄町は古くなった町営住宅を削減する方針をずっと打ち出してきましたが、With コロナの元で、With コロナの社会情勢を考えれば、町営住宅の削減方針は中止して、ゆとりを持った町営住宅計画へと方針転換をしていく必要があると思います。

先の 6 月議会でこの質問を行った際、三枝町長は「災害住宅を建てるという方法もあると思う」と答弁しました。この答弁を受けて、引き続き具体的に三枝町長に町営住宅行政について問いたいと思います。

三枝町長は「方法もあると思う」という回りくどい表現をしています。この「あると思う」というのは誰の考え方でしょうか。町長の考え方でしょうか、それともまた別の人の考え方でしょうか。具体的に述べてください。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

私個人の考えであります。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

はい。はっきりと町長が考えているというふうにおっしゃられたので、それに基づいて質問を続けていきたいと思います。災害住宅を建てるにしてもですね、これ町が建てれば町営住宅ということになりますし、今の答弁であれば、これから町営住宅を拡充していく方向に舵を切り替えると、方針転換するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本耕太議員の再質問にお答えしますが、方向転換という意味じゃなくて、もうそういうことがあれば、プレハブの住宅みたいなのが建てれるということなんで、方向転換をするということではありません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

町営住宅は、減らし続けていくという意味ですか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

減らすんじゃなくて、一応現状は維持しながらですね、状況を見ながら検討していくということです。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

そういう状況になったときに、プレハブを建てるっていうふうにおっしゃるんですけども、では聞きたいと思うんですけど、今、コロナの元でですね、経済が悪化しております。その中で、家失ったりした人が何とかしてほしい言うて行政に来た場合にですね、そこからプレハブ建てるんですか。そこからエアコン取り付けるんですか。そこから冷蔵庫買うんですか。住める状態にしとかなかったら、すぐ入れないんじゃないですか。仮に今、町長が言われたみたい

に、プレハブをそこから建てたとしたらどのぐらい年月かかるんですか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

現在、香川県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして解雇等により、住居の退去を余儀なくされる方への県営住宅の提供を行っております。これは、既存の県営住宅の空き室7団地15戸を提供期間6ヵ月、目的外使用でしております。

土庄町としましては、黒岩住宅に給湯施設を整えれば、すぐに提供できる部屋がございますので、そのようなご要望があれば、対応していきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

黒岩のほうにそういう施設があるということなんですけども、私が言うてるのは、今まで黒岩の町営住宅っていうのは、古くなったものから順番に壊していくっていう計画やったんですよね。それを改めてきちんと黒岩の住宅を直してそういう人たちのために配備してくださいということを、準備しといてくださいということを質問で言うとなんで、今課長がお答えになられたことは、そのことを言うてはるんですよね。黒岩の住宅を廃止するんじゃなくて、古くなったものを潰していくんじゃなくて、きちんと直して、余剰のものを作って、何かあったときにはすぐに入れるような体制を作るということを今、おっしゃった

んですね。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

黒岩住宅におきましては、自然退去による居住者がいなくなった場合に用途廃止をするというふうな今、計画であります。

今、空いておる部屋があるというのは、平成 29 年の 10 月に退去部分、平成 24 年の 9 月に退去というような、新しい、まだ使えるような部屋がありますので、その部屋をまずはご利用いただくというようなことを考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

であるのであればですね、あの私が要望していることと特に大きく違いますので、そういう使える部屋はきちんと直して、減らさずに使えるようにしてってください。今、町長がプレハブ建てるって言わはった話と課長がおっしゃった話は、ちょっと話が食い違ってると思うんです。このプレハブの話っていうのは何なんでしょうか、町長。今、課長が言わはった話は分かります。理解できます。プレハブの話は何なんですか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

前回そういう話をしたので、プレハブ住宅という話を出しただけであって、別に意図はないです。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

あの質問は一週間前に提出してますので、きちんと課長会とか、町長と課長とかが話をするときには話しておけばこんな話にならんのではないですか。6 月議会のときにも一週間前には質問出してるんですよ。今、課長が言われたんは、きちんと今ある町営住宅を直して住めるようにしますというておっしゃられました。それやったら話は分かります。住民の方も安心です。だけど今、町長が言われた答弁、前回 6 月議会最後にね、そういうふうに災害住宅建てるというふうに言われたんですよ。今回もあたまたにプレハブ建てるって言われたんですよ。その話やったら、全然課長が言うたことと違うし、町が考えてることと違うじゃないですか。そういういい加減な答弁せんとしてください。きちんと一週間前には出してるんですから。話し合いをして、住民の思いにきちんと応え

られるように、不安に応えられるように町として責任を持った答弁をしていた
だきたいと思います。

次の質問に入ります。あ、失礼しました。具体的にですね、先ほどの町営住宅の件なんですけども、具体的にどういう形で直していったって、何人ぐらいが入れるようになるんか、どのくらい予備を取るのかっていうことをお伺いしたいんですけど、建設課長、答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

先ほども答弁いたしましたけれども、平成 29 年、平成 24 年の退去ということなので、その 2 部屋が今すぐにも使える状態ではあります。また、水道等との確認等はしております。ただ、先ほど言いました給湯器自体がありませんので、その設置のみを町のほうでは考えております。今のところ、その 2 部屋のほうで 2DK の部屋の用意はすぐにできるというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

今現在ですね、町営住宅を希望されてる方って結構おられると思うんですけども、その面から考えたときに、もちろんコロナによって家を失ってっていう人も、コロナによる貧困、困窮状態にあるんですけど、全体、社会全体としてですね、コロナになって経済が低迷してますから、町営住宅を求める人の声っていうのは今後どんどん増えていくと思うんです。そういう面から言うたらですね、2 つっていうのは、2 つだけですよ、今。2 つだけですね。2 つっていうのはちょっと少ないんじゃないかなと。

今後、この部屋については、募集をかける際にはどういう形でかけるんかっていうことを 1 つお伺いしたいんですけど。一般の町営住宅の募集とはまた別にするのか、それともコロナでね、危機に瀕している人向けですとかっていう形で明らかにしていくのか。それとも一般の町営住宅の募集をしていく中で、その中に 2 つも入ってるんかということも合わせてちょっと答えていただけたらと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

再質問にお答えいたします。一般の募集とは違いまして、これは目的外使用ということになりますので、公募は行わず、相談があれば対応していきたいと考えておりますので、一般の募集とはちょっと違います。一般の募集をすると

いうことはありません。今あるようにコロナのほうの関係で、どうしても自宅のほうが困窮されておる方のみ提供していくというような形で考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

それだとですね、実質的にはちょっと難しいと思うんです。というのは今、日本の経済ってずっと低迷してきてますね。非正規雇用がどんどん増えてですね、所得が減って、国民の所得が減って、困窮状態の人が増えてきているという基に、そういう基にですね、コロナウイルス感染症がのしかってきたということになります。のが、今の日本社会の状況でありますので、そのコロナに限定されてしまうと、本来の困窮者ですね、コロナの影響を受けて困窮になった場合もあれば、もっと言うたらその、コロナ自体がですね、困窮者、社会全体の困窮を大きくしていると言えらると思うんですけど、このコロナが原因じゃないと入れないとなってしまうとですね、間接的に、直接的にじゃなくて間接的に困窮に陥った場合に入れなくなってしまうんじゃないかなと。元々の公営住宅の目的っていうのは、生活に困窮している人、誰でも受け入れますよというのが目的なんで、それが町のほうで、あなたはコロナに関係しているからいいですよ、あなたはコロナに関係してないからダメですよって線引きするっていうのは非常に難しいことなんじゃないかなと思うんです。そういう意味でいうとですね、やっぱり、経済の落ち込みに合わせてですね、そういういろんな形で困窮した人を救えるようにしていくという面から見るとですね、これまあ、課長じゃなくて、町長のほう向いて言わなあかんのですけど、町営住宅そのもの、黒岩の分も合わせて、町営住宅全体をですね、包括的に増やしていくと。もう古くなったものをつぶすっていう発想をやめてですね、やめて、どんな状況があっても、受け入れられると、困った人はどんと来てくださいという体制を作っていくというのが私は必要だと。そうでないとね、こういう 2 つだけ作りましたというのでも、2 つだけ作りましたというのでは、対応しきれないと思いますんで。

抜本的な方針転換をしてほしいというふうに求めたいと思います。まあ、またこれから引き続き、具体的なことについては求めていきたいと思います。

次に 2 つ目の質問に入ります。全ての大学生に支援金の給付をということで求めたいと思います。

この 9 月議会で町は、高校 2 年生、3 年生と大学生に支援金を給付する議案を提案していますが、条件を町内の奨学金を受けている学生に、土庄町の奨学金を受けている学生に限定をしております。

しかし、卒業後の借金やそうした将来不安に対してですね、奨学金を受けず

にアルバイトで生活をやりくりしている学生もいます。現実的に。そうした学生がですね、支給の対象になっていないということはですね、これはですね、学生全体を守ることにはなっていないと思います。ですので、全ての学生が受けられる、その土庄町ですね、奨学金を受けてない学生でも申請をすれば受けられる、そういう制度へと発展させていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

土庄町においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的支援として、さまざまな年齢層の子どもの家庭に給付金を支給または上乘せをしてきました。しかし、福本議員のご指摘のとおり、18 歳以上の大学等に在学されている方については、一律の給付という形には至っておりません。

もちろん、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大学生等についてもさまざまな影響を受けていることは承知しておりますが、大学生については、高校生と異なり生活の状況もさまざまで、その経済的影響にも差異があると聞いております。そのような中で大学生に所得に関係なく、一律に給付金を支給するというのは、不公平感や不満が生じる原因になることも予想されます。

よって町としましては、今後、新型コロナウイルスの感染状況も見極めながら、一律給付の検討も視野には入ってきますが、現段階ではただちに大学生等の全てに一律給付を行うという状況には至っていないと考えております。

いずれにせよ今後は、国の給付金や各大学の支援制度等の動向も勘案しつつ、また、他市町の給付状況も踏まえながら、給付の可否を慎重に考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

所得に関係なく一律給付に対しては、不公平感が漂うということをおっしゃられました。所得に関係なく一律給付してくれってところまでは僕は言うてないんですね。一番やっぱ気になるのはですね、やはり奨学金がですね、土庄町の奨学金は将来帰ってきたら返さんでいいんですかね。あ、それはないかな、それは違うんですね。いろいろね、利子が低いとかだいたい学生のために考えて作られてると思うんです。ただですね、よそのいわゆる教育ローンと言われてる奨学金があるんですけど、私も受けてましたけど、利子がめちゃくちゃ高いんですよ。大学出たらね、それだけで 400 万から 500 万の借金をね、抱

えることになるんです。そういう奨学金を受けてる人もいっぱいいるんですよ。そういう人の中にはやっぱりもうその借金が怖くて辞めていくとか、アルバイトで厳しいけども、アルバイトで生活を成り立たせているっていう人も中には結構いるんです。コロナの影響の元でですね、アルバイトさえですね、もうできないような状況、お店が閉めてしもたとかですね、っていうような状況が今生まれてて、そういう人に対して、政府がじゃあ100%きちんと支援しているかっていうたらそこまでいってないんです。そういうことを考えた場合にはですね、今言ったような奨学金受けずにアルバイトで生活しているような学生さんなんかっていうたらですね、決して所得が多いうえに言えないと思うんですよ。だから、そういう人たちについては、申請をしてもらう。町のほうですね、きちんと申請してくださいと。困ってる人は。っていうことを保護者なり、家族なり、本人なりに伝えればですね、「あ、きちんとそういう補助あるんだな」というのが分かるんで。もちろんバイトしながら受け取るとかそんなのはダメですけどね。そういうような形でアルバイトでやってる人たちとか、そういう人たちも町のほうも把握できると思うんで。そういうことやればですね。それは1つのデータになると思うんで。そうやってですね、極力多くの学生さんにですね、支援の手をですね、行政の支援の手を伸ばせるようにしていただきたいと思います。さっき課長が最後に決してやらないというつもりはないというふうにおっしゃった発言っていうのは、非常に重要な発言だと思います。ぜひですね、引き続き検討していただいて、ご努力をしていただきたいと思います。

先ほども言いましたけど、提案としては申請型にすればね、申請型にすれば状況がよく把握できると思いますので、それも検討の中に入れていただけたらと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

3つ目の質問に入ります。

三枝町長の自己破産による影響についてということで質問したいと思います。今、三枝町長ですね、自己破産について全体としてですね、理解している住民の方はそんなに多くないと思います。その上でですね、1つずつお聞きしていきたいと思うんですけど、明らかにしていきたいと思うんですけども。

まず1つ目はですね、三枝邦彦氏が自己破産するにあたって債務不履行を求めている金額の総額は、まずいくらになりますか。そのうちですね、令和元年9月に協同組合が破綻してその保証人となっていたことで生まれた借金額とそれとは別にですね、個人が別に持っていた借金額、それぞれはいくらになりますか。まずそれをお示してください。

○議長（濱野良一君）

福本議員。質問通告とは少し外れているというふうに私は今の質問を理解し

た。

○8 番（福本耕太君）

ちゃんと書いてある。町長の自己破産の影響って。全員協議会できちんと話してるし。

休憩

○議長（濱野良一君）

時間を止めといてください。休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 59 分

再 開 午前 11 時 19 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

では、改めて質問をいたします。まず本題に入る前に事実確認をしたいと思
います。

三枝邦彦氏が自己破産するにあたって、債務不履行を求めている、申請して

いる金額の総額は全体で 6 億円だというふうに私は認識しております。そのうち令和元年 9 月に協同組合が破綻し、その保証人となっていたことで生まれた借金額が 5 億円、そしてそれ以前、自分自身、自己負債として持っていた金額が 1 億円だというふうに認識しております。併せてですね、協同組合の保証人になった理由について、三枝氏は各所の説明会で、少しでも地元企業のお役に立てればと思っていたと説明していますが、当時あなたが経営していた会社もその協同組合を通じて融資を受けていたというふうに私は認識しています。それが事実だと思っています。間違っていたら教えてください。

自己破産手続きに入ったのが、昨年 12 月、申請したのが 12 月、裁判所に受理されたのが今年 3 月 11 日。自己破産に対する債権者金融機関の不服申し立てにより破産は確定していないと三枝邦彦氏は説明をしていたと私は理解しているんですけども、今までの流れのところで、間違いがあれば、事実確認ですので、間違いがあれば教えてください。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

おおむね合っていると思いますが、ただこれ個人的なことなので、この場では控えさせていただきたいと思いますが、各自治会のほうでお話しているのも、その後ろの話は別として、まず協同組合の破綻と。これが一番大きい理由で、個人のあと何名か町民の方も含めていらっしゃる、またその方の生活もあるということで説明会のほうでは数字も全て言うておりません。それと、その協同組合からお金を借りてたんじゃないですか。私のほうは一切知りません。私はそういうのに関わっておりません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

協同組合から町長が経営していた会社に融資があったという事実はないということなんですね。僕はそういうふうに、銀行から融資を受けるためにそういう協同組合を立ち上げて、何人かで協同組合を作って、その作ってる人たちが自分の会社のために、そこの協同組合から融資を受けられるようにしていたというふうに理解してるんですけど、その事実も違いますか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本耕太議員の質問にお答えします。たぶんそれは全く違うと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

じゃあ、融資は受けてないんですね、そこからね。

（町長うなずく）

○8 番（福本耕太君）

はい、分かりました。

では、本題に入りたいと思います。3 月 11 日以降の町長報酬、ボーナス、退職金は破産により財産差し押さえを受けないと、三枝邦彦氏は説明会、豊島で答えています、不服申し立てが出されている現在も差し押えにはならないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

そのとおりです。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

ということはですね、3 月 11 日以降の町長の報酬、ボーナスとか収入ですね、っていうのは全額返済に充てられるのではなくて、三枝町長の個人資産、所得として蓄えられていくということになります。

次の質問に入ります。三枝邦彦氏は、2004 年度から 2007 年度分の固定資産税、1790 万円を滞納し、岡田町長がこれを違法欠損処理しています。この経験から住民は、三枝氏が納税を明らかにした 2012 年度分までの滞納以後、2013 年度から 2019 年度まで滞納していないのか、またちゃんと納税しているのか、という厳しい疑いの目が向けられております。

三枝氏は納税証明の開示はせず、口頭で全額納めているというふうに議会で答えました。2014 年から 2019 年まで、固定資産税をはじめとした税金の滞納はありますか。あるかないかで答えてください。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

一切ございません。ただそれと 1 千数百万については、これは会社の話であって私個人の話ではありません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

会社の話でも、会社の責任者はそのとき三枝邦彦さんになっとったんでしょ。納める責任は三枝邦彦さんに来とったんでしょ。通告が。通告じゃない、支払いの請求が。

で、今、滞納はないというふうにおっしゃられました。はっきりとおっしゃられました。その事実に基づいて税務課のほうに法律、制度がどうなっているかについてお伺いしたいと思います。

個人が自己破産した場合、自己破産が成立するまでに個人が抱えている税の滞納は、どのようになりますか。滞納税に対する町の債権は消滅するのですか。消滅しないとしても納税能力がないとみなして欠損処理されるのでしょうか。法律制度に基づいてお答えください。

○議長（濱野良一君）

税務課長 奥村忠君。

○税務課長（奥村忠君）

福本議員の再質問にお答えいたします。自己破産等について定められた破産法におきまして、租税等の請求権については免責許可の決定の効力が及ばない旨、規定をされておりますので、町長であるか否かに関わらず、納税義務を有する個人の方が自己破産されたことをもって直ちにその方の納税義務が免責されることにはなりません。あとですね、納税の能力を有しない方がおいでた場合ですけれども、その場合は福本議員もご承知のように、お一人お一人から丁寧に状況、それから資産の内容、今後の生活の在り方についてお伺いをしながら納税方法についてご相談をさせていただいております。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

分かりました。まあ、あの町長はですね、全額納めてるというふうにおっしゃっているんですけども、私は全く信用しておりません。納めているんだったら、納税証明書堂々と出せばいいんであって、それを出さずに町長が言うてるんだから、自分が言うてるんだからその発言は重たいって言うて、それを一蹴するということをやってる以上は、信用されないのは当たり前だと思います。納めてるんであればきちんと全部出して、納税証明書を出していただくことが一番すっきりするんじゃないかなと思いますので、それを実践していただきたいと思います。

自己破産について三枝邦彦氏は、地域説明会や議会など各所で「町民の皆さまに不安と不信感を与えてしまっている。県内全体をお騒がせしております。この場をお借りして厚くお詫びを申し上げます。」と言っておりますが、私には全くお詫びをしているようには聞こえません。なぜならばお詫びをするとは、

間違いを正すとか取り返しがつかないことであれば、その責任を取るとかそういうことを含めてお詫びをするといえます。

しかし、三枝邦彦氏は口ではお詫びをすると繰り返しながら、自己破産申請を取り下げ、間違いを正すわけでもなく、町長職を辞して責任を取るわけでもありません。これはお詫びになってないのです。例えて言うなら、ごめんなさい、ごめんなさいと言いながら、債権者を殴り続け、住民を足蹴りし続けているようなものです。そうは思いませんか。町長に問います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

ま、これあの個人の話なので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

個人の話じゃないんですよ。三枝町長が、土庄町長が自己破産してるんですよ。お詫びしてるのもあなたがお詫びしてるんですよ。各地で。お詫びするっていうことの意味は間違いを正すか責任を取るか、大人の社会ではそこがお詫びをするということの意味になります。学校でも子どもたちには、間違っただけをしたらごめんなさいって言って、もうしないようにするんだよっていうふうに教えるんですよ。だけどあなたの場合は間違いを正してないんですよ。かつね、責任も取ってないんですよ。それでごめんなさい、ごめんなさいと言いながら、同じことをずっと続けてるんですよ。そのことがですね、謝罪をしてることにならないんじゃないですかっていうことを聞いているんです。そんな難しい話聞いとんちゃうんです。道徳、倫理の話をしてるんです。ごめんなさい、ごめんなさい言いながら、殴り続けたり蹴り続けたりしてもいいんですか。やめなあかんのちゃんうですかっていうことを聞いているんです。

○議長（濱野良一君）

福本議員。申し訳ございません。質問の趣旨をお願いいたします。何を今問おうとしているのかが、ちょっと理解できなかったかと思うんですが。

福本議員。

○8 番（福本耕太君）

各所でね、町長が自己破産について説明会開いたときにね、不信感与えてると、住民に不安与えてると。で、厚くお詫び申し上げますいうて言うてるんですよ。だから謝ってるから、間違っただけやってると自分で分かっているからそれを正すんだろうなと思ったら、正さないと。だからこのごめんなさいって

うのは一体何に対してごめんなさいと言ってるんですかと。口だけですかっていうことを聞いてるんですよ。ごめんなさいと言うんだったら、もう正さなあかんのじゃないですかと、普通の倫理的な話をしてるんです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さんにご心配とご迷惑かけてすみません、とそれだけです。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

意味が分からんのは町長、あなただけですよ。普通にね、いやいや、あなただけですよ。皆これ今、土庄町のしこりですよ。町長が自己破産して。ね、あちこちでごめんなさい言うたけど、自己破産申請取り下げない、辞職もしない、結構です。

もう時間もありませんので、まとめに入りたいと思います。

税の滞納欠損処理や自己破産、議会や町民に対する態度、ずさんで無責任な町政運営、どれをとってもすでにあなたのやってきたことは取り返しのつかないことばかりです。1日も早く辞職することが土庄町全体、町民、職員の切実な願いだと私は思っております。そのことを最後に訴えて、質問を終わりたいと思います。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。なお、またこの間に換気を行いますので、皆さまご協力をお願いいたします。なお、再開は11時45分とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時45分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

1 番茂木邦夫です。2 点、一般質問させていただきます。

1 つ目、パブリックコメントの募集方法として、広報とのしように目立つ掲載をというテーマで質問いたします。

土庄町では、町民に関わる重要な施策等について、パブリックコメントとして広く意見を募集されています。土庄町パブリック・コメント手続実施要綱にも書かれていますように、パブリックコメントとは、町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、行政運営の透明性の向上を図り、もって町民との協働による開かれた町政の実現に資することを目的とするとされています。この広く意見を募る仕組みは、町民にとっても、そして町政にとっても、よりよいまちづくりのため非常に貴重な機会と思います。

しかしながら、平成 24 年以降、合計 18 回募集されたパブリックコメントでは、「ご意見はありませんでした」という結果が 18 回連続して続いている結果となっています。これは「町民からの意見がなかった」とも読み取れますが、せっかく町政として熱心に取り組んできた施策等が、町民に届いていないとも読み取れ、非常に残念なことと思います。

他方で「そもそも募集していること自体を知らず、意見を送ることができなかった」という住民の声も伺っています。パブリックコメントの募集方法は、ホームページでの募集が多いように思います。広報とのしようにでの募集も積極的に取り入れていただくことで、また、より目立つような形で掲載をしていただくことで、住民に参加していただきながら、より広く、より建設的な意見を募ることができると思います。ぜひ、今後のまちづくりのためにご検討いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

企画課長 椎木孝君。

○企画課長（椎木孝君）

茂木議員のご質問にお答えをいたします。

パブリックコメントは、町の基本的な政策などの策定の意思決定を行う前に、その政策などの案と関係資料を公表し、案に対する意見を募集するものであり、土庄町では、町広報紙への掲載、町ホームページの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧または配布のうち、必要に応じて選択する方法により行うものとするようになっております。

パブリックコメントの募集方法につきましては、町ホームページでの募集が多くなっておりますが、町民からの意見が連続してなかったという結果から、議員がおっしゃるように周知不足ということも否めません。

今後は、広報とのしょうを活用した募集も含め、より広く町民の皆さまからのご意見を募るよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ただ今、椎木企画課長より、今後より広く募っていききたいと前向きなご答弁をいただきました。過去にパブリックコメントで募集した施策には、グランドデザイン、総合戦略、子育て支援計画、新庁舎建設など重要なものがそろっています。町民の皆さまに知っていただくことで、町の施策等への理解が深まれば町民から町政への信頼感も高まると思います。パブリックコメントを集めようとするれば、肯定的な意見もあれば、批判的な意見もあると思います。それらに 1 つ 1 つ町の職員さんが回答しようとする、その負担も相当なものになると思います。ですが、そういった 1 つ 1 つ丁寧なやり取りを町民の皆さんと町執行部で積み重ねた結果、町民の疑問は解消され町のことをより深く理解し、この町に誇りを持つようになるのだと思います。少なすぎる職員数も増やしなから、ぜひ町民との対話の機会を増やしていただければと思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。

2 つ目、豊島や遠隔地でも期日前投票ができるよう移動投票所をというテーマでお話します。

例えば、豊島住民が期日前投票をしようとしめすと豊島公民館で期日前投票をすることはできません。土庄町役場まで来る必要があります。唐櫃港から土庄港間の船代は片道 480 円、往復 960 円。さらに、町役場までのバス代、レンタサイクル代、タクシー代などが必要となります。土庄地区や湊崎地区など役場近隣に住まわれている方は、期日前投票にも行きやすいですが、遠方に住ま

われている方ほど、どうしてもこのような不便は起こってきってしまうと思います。

来年 12 月までには、衆議院議員選挙や町長選挙などの大きな選挙も控えています。投票日当日には、多くの地区に投票所が設置されます。これは、町職員の皆さま、担当課、総務課だけではなく、いろんな所管の職員さんが協力して行われます。投票日で投票できるのが望ましいとは思いますが、それぞれのご都合があり、全ての人が投票日に投票に行けるわけではありません。また、高齢の方など移動が困難な有権者にとっては、投票所に行くこと自体が困難になりつつあり、それが投票棄権に繋がり、投票率の低下に繋がることにもなります。全国的には離島や山間部では過疎が進み、移動投票所の設置が進んでいます。

2016 年島根県浜田市が全国初のハイエースによる移動期日前投票所を設置したのをはじめ、2019 年 3 月 29 日にも長崎県対馬市で移動投票所が使用されました。全国でも 215 団体の実施され、4182 名の方の移動投票所の利用がありました。

これからの国政選挙や地方選挙における移動支援に要する経費については、平成 28 年度から特別交付税措置がされるようになってきています。投票の機会を確保する有効な取り組みとして、移動投票所の導入も含めて投票環境の整備をご検討いただければ幸いです。ただ今、コロナ禍ということで屋外での投票用紙を記入するとなれば、コロナ対策としても有効と思います。ご回答をお願いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。

全国的に移動期日前投票所を導入する自治体がございます。例として挙げられました島根県浜田市、長崎県対馬市は、いずれも投票所の統廃合により自宅から投票所への距離が遠くなった山間部などの集落を中心に導入されているものでございます。投票所の統廃合にあたり、投票率の低下への懸念や代替案の要望などから導入に至ったようでございます。投票所の統廃合の代替案として、移動投票所の導入ではなく、巡回バスを運行させるなどの投票所への移動支援を実施しておる自治体もございますので、有権者の数や集落から投票所への距離、人員体制などそれぞれの自治体の実情に合わせて実施していると思われます。

本町では期日前投票の受付は、システムにより名簿照合を行っていますが、移動投票所の場合システム使用ができないため、二重投票を防ぐために電話で

確認する必要があると思います。豊島の有権者は約 720 人ですので、移動投票所の実施は極めて小規模の対象者の場合でないとなじまないと考えております。

移動投票所ではなく、豊島での期日前投票の実施におきましても、現在の豊島公民館では、システム使用ができる環境が整っていませんので、その整備が必要となってきます。その他にも投票管理者、投票立会人の確保など体制整備も必要となりますので、選挙管理委員会におきまして、今後検討してまいります。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ただ今鳥井総務課長より、今後選挙管理委員会にて検討していくとご回答をいただきました。

もし可能であれば再質問ということで、検討いただきたいんですけども、例えばですね、小豊島では、投票日に船をチャーターして小豆島で投票できるように手配をしてくださっていると伺いました。これも特別交付税措置を利用していると聞いています。これを上手く転用すれば、豊島でも期日前投票の補助という形でできるのではないかと考えます。例えば、期日前投票期間中に 1 日だけでも豊島から土庄へ船をチャーターして、期日前投票が 1 日だけでもできるようにしておけば、そういった費用負担が全ての期日前投票の方にかかってしまうという問題を、多少なりとも軽減できるのではないかと思います。これも特別交付税措置に多少なりますので、町の負担は軽減はされてくると思います。この方向性は、どのぐらい可能かお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

鳥井課長。

○総務課長（鳥井基史君）

茂木議員の再質問にお答えいたします。

今、茂木議員おっしゃったようにですね、小豊島の投票所につきましては、海上タクシーを 1 往復して運行しておると。これはですね、平成 28 年から行っておるものでございまして、元々は小豊島の投票所を廃止したということで、投票所への移動支援ということで、実施してまいってきておるところでございます。

一方、豊島住民を対象に小豊島同様の期日前投票所への移動支援を実施すると、対象者がどれぐらいおられるのかっていうところも調査する必要があります。参考までに小豊島の場合は、対象者が 10 人でございました。それで 1 日、日を決めて 1 往復、移動支援として実施しております。

豊島の場合は、先ほど申しました約有権者 720 人でございますので、船のキ

ャパシティとか運行数とか、また、乗船対象者の判断方法等の検討が必要になってくると思いますので、そのあたりも含めて検討する必要があるかと、そのように考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ご回答ありがとうございます。1つの投票所を設置しようとしますと、あ、失礼します。はい。今後ですね、選挙管理委員会の中で、新しく委員も選定されたということで、現実的に豊島から役場への、そうですね、船のチャーターするには 720 人だといふということで、現実的な方法を、またご検討いただければと思います。

1つの投票所を設置しようとしますと1投票所あたり、町の正職員の立ち会いも2名必要となります。今の総務課の人数は限られており、期日前投票所を役場以外に設置するには、人員的にも限界があります。また、今の職員数では他の課からも人材派遣することも難しく、結果的に町民の投票機会がどうしても制限されてしまう方向になっているように思うのは残念なことであります。

これから土庄町の人口が減っていくのは、やはり確実に起こってくる未来です。投票所の設置自体を減らさなければいけない集落も今後間違いなく出てくると思います。そのとき、土庄町に住む人たちにどのようにして投票しやすい環境を整えられるのか、また、町の行政運営として費用を抑えながら、職員の業務負担を加味しながら、あるべく形に柔軟に投票環境を変化させていくことになろうと思います。

ぜひ、今後も総務課や選挙管理委員会だけでなく、課を越えて議論していただければ幸いです。

以上で質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第5号、議案第7号～議案第10号）

○議長（濱野良一君）

日程第3、議案第1号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

二酸化炭素排出抑制対策事業、ドローンの事業ですが、一部太陽光パネルの設置場所に疑問も残り、土庄町にとって必要不可欠な事業とは思えないので反対です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

本議案は、教育民生常任委員会に付託され、執行部より説明を受けた上で委員会において承認、可決されたものでありますので賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

鈴木議員と同じ二酸化炭素排出削減の事業について反対討論を行います。

この事業は、地震や大雨、雪崩、崩落などにより道路が寸断され、孤立した地域や集落に物資を供給するため、ドローンを飛ばす、ドローン研究実証実験でドローンの充電に必要な太陽光発電所を整備する事業です。ドローンの積載重量は、14kg 程度です。国費 3 億円、町単独で 4000 万円もかかる大型の事業です。

ところが、なぜ土庄町なのかという最も重要な点が十分議論されないまま始まっています。地域集落に 2 本以上の道があるわが町が、実験場に選出されている理由が理解できません。例えば、標高が高く集落へ続く道が一本しかないなど災害で孤立するというような場所、行政区なら理解できます。これが、反対討論の 1 つ目です。

2 つ目は、町長はドローン研究が終わった後も、太陽光発電は使えるため今まで電力会社から買っていた電気代を自前で賄えるようになると言っていたが、何年でペイできるのか、どのようにペイするのか、ランニングコストはどのぐらいかかるのか、処分費はどのぐらいかかるのかなど、そうした科学的裏付けはいまだにまだ出ておりません。そんな中で議会議論もまともにしないま

ま見切り発車することは許されません。

3 点目は、このような大型事業を今の土庄町が実施すること自体、住民置き去りの行政と言わなければなりません。住民生活の実情に基づき、もっと優先すべき事業がたくさんあります。以上 3 点を理由として反対をいたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 2 号 令和 2 年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 5、議案第 3 号 令和 2 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 4 号 令和 2 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 7、議案第 5 号 令和 2 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 8、議案第 7 号 土庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 9、議案第 8 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 10、議案第 9 号 新たに生じた土地の確認について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 11、議案第 10 号 字の区域の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 11 号～議案第 12 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 11 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 7 号）から
日程第 13、議案第 12 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

追加議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 11 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。

歳出としまして 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費の予防接種事業 2193 万 7 千円は、インフルエンザ等の予防接種を促進することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、インフルエンザ等の流行期における医療提供体制を確保するとともに、重症となる罹患患者を減少させるため、自己負担額の軽減助成を行うものであります。事務費、予防接種委託料、扶助費を計上いたしております。

財源としましては、香川県予防接種助成事業補助金、仮称でございます。1771 万 3 千円、臨時交付金 422 万 4 千円を充当いたします。

1 ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 2193 万 7 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 128 億 7560 万 8 千円となります。

次に、議案書 10 ページをお開きください。審議資料につきましては、右のページ、11 ページになります。

議案第 12 号 工事請負契約の締結については、土庄町庁舎建設事業車庫棟建設、診療所棟改修工事（工区③）につきまして、入札後審査型制限付き一般競争入札の結果、契約金額 3 億 2560 万円で、大林・西崎特定建設工事共同企業体代表構成員 株式会社 大林組 四国支店 執行役員支店長 竹内孝と工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 11 号～議案第 12 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 11 号から議案第 12 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 11 号から議案第 12 号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 11 号～議案第 12 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 11 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 7 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 13、議案第 12 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて令和 2 年 9 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後 12 時 13 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（ 濱 野 良 一 ）

同 議員（ 茂 木 邦 夫 ）

同 議員（ 鈴 木 美 香 ）